

奥州市議会基本条例を 制定しました



— その概要をお知らせします —

奥州市議会では、地方分権時代に対応した議会の活性化を図るため、議会基本条例の制定に向け、平成19年8月に市政調査会に議会基本条例検討部会（部会長 佐藤絢哉議員他11名）を設置し、約2年間30回余にわたり検討してきました。

検討部会では条例に盛り込む事項の議論、先進事例の調査、視察等を重ね、平成21年6月から7月に開催した市民説明会におけるご意見、ご提案を踏まえ、今定例会最終日9月28日の本会議において、「奥州市議会基本条例」を議員発議により提案し、全会一致で可決、9月30日公布、11月1日から施行されます。

議会基本条例とは

市民に対し、議会の役割や議会と市民との関係、議会と市長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務を定め、市長と対等の責任を担って市民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことを条例に明文化するものです。

議会基本条例制定の必要性

市民から選挙で選ばれた議員により構成される奥州市議会は、同じく市民から選挙で選ばれた奥州市長とともに奥州市の代表機関を構成しています。議会及び市長はこの二元代表制の下で、ともに市民の負託を受けて活動し、市民の意思を市政に的確に反映させるために議論し合い、協力し合いながらその使命を果たす責務を負っています。

地方分権の時代を迎えて地域の自立が求められ、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大した今日、議会が市民の代表機関として地域における民主主義の発展と住民福祉の向上のために果たすべき役割は益々大きくなっています。

議会は、その持てる権能を十分に駆使して、積極的な情報の発信と公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間及び行政機関との自由かつ達な討議の展開、市長等の行政機関との緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保等について独自の議会運営のルールを定め、遵守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、活動力と創造力の豊かな議会を築いていく必要があります。

条例の主な内容

奥州市議会基本条例では、議会運営に関する次のような基本的事項について定めています。

- 1 総則
- 2 議会及び議員の活動原則
- 3 議会運営の原則等
- 4 委員会の活動
- 5 市長等との関係
- 6 議会の機能の強化
- 7 市民との関係
- 8 議会改革の推進
- 9 議員の政治倫理等
- 10 議会事務局等
- 11 最高規範性等



7月7日開催の議会基本条例(素案)の市民説明会